

氏 名	た ま やす こ 田 間 泰 子
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	論 文 博 第 463 号
学位授与の日付	平 成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	『戦後日本社会における母性に関する社会構築主義的考察』

論文調査委員 (主 査) 教 授 寶 月 誠 教 授 松 田 素 二 助教授 落 合 恵 美 子

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、戦後日本社会における子殺し・子捨て・人工妊娠中絶（以下、中絶とする）に言及した新聞記事分析によって、母性表象が社会的に構築されるものであることを論証しようとするものである。

第1章では、従来の母性論に対する本論文の理論的視点を明確にするために、Jones (2001) による社会構築主義からのデュルケム理論読解と Butler (1992) (1993) のフェミニズム理論、近年のフェミニズムの自然科学史とを参照しつつ母性表象分析のための理論的視座を論述し、それを踏まえて日本社会における母性表象の変遷、および従来の母性論の限界を指摘している。本論文では母性を社会学的に捉えるために、これまでの母性論において必ず設定されている「生理学的水準」を排し社会的に構築される母性表象と位置づけ直す。この場合、母性表象とは、母親にその主体性が帰属された、母親と子どもの関係性である。それは、歴史的には近代化の過程で西洋思想を援用することによって新たに構築されたものであり、その後の変遷を経て戦後に至った。

第2章では、引き続き関連する先行研究のレビューによって、本論文の研究課題が導出される。分析対象とする3つの逸脱カテゴリー、すなわち母親による子殺し・捨て子・中絶に関しては、2種の研究が全く独立して行われてきた状況にある。1つは、主として親子心中・子殺し事件に関して、社会病理学と刑法学・犯罪学の領域として研究されてきたものであり、他の1つは母性表象に関するマスメディア研究である。両者は、母子関係を対象として共有しているにも関わらず既存研究では別領域として自明視されてきた。そこで両者を先入見なく統合的にレビューすることによって、以下の3点が課題として導出された。第1に、小峰 (1937) を嚆矢とする1970年代中盤までの前者の諸研究においては新聞記事分析が即、事件そのものの分析と見なされる傾向があるだけでなく、その解釈においては母性愛と強い母子関係の自明視が前提として組み込まれており、他方、後者のマスメディア研究における母性表象と共通点を有している。ゆえに、研究者自身を含む人々の解釈装置として母性愛と強い母子関係を構成要素とする母性表象が構築されてきた社会過程が推定され、母性表象を社会構築主義的に分析対象とすべきことが確認された。次に、前者の諸研究においては3つの逸脱カテゴリーの意味的境界が流動的であることが言及されながら、その点については何も論究はなされていないことが明らかになった。このことから、第2の課題として3つの逸脱カテゴリー間の関係自体に十分に留意することが、根本的な重要性をもつことが示唆された。他方、後者の諸研究においては母性に関する新聞記事分析の研究がほとんど全くなく、加えて村松 (1979)、天野 (1984) や山村 (1986) など女性や母親に対象を特定している研究においてさえ3つの逸脱カテゴリーはほとんど全く論じられていないことが明らかとなった。ゆえに第3に、マスメディア、特に新聞記事におけるこれらのカテゴリーを分析対象として取り上げる先駆的意義が確認された。

以上によって、データ分析のための本論文の基本的視座と研究上の位置づけが明らかにされたのち、第3章から第6章において新聞記事分析が行われた。第3章が取り扱うデータは、1973年の新聞記事である。1973年が最初に対象となった理由

は、この年には子殺しや捨て子、児童虐待、中絶に関して法務省や厚生省、国会等が調査や法改正等、社会問題としての公的認識とそれに対する社会統制の動きがみられたからである。データは、3つの逸脱カテゴリーに言及する記事すべてを全国紙3紙（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞）の東京版縮刷版から合計633件収集された。量的および質的分析の結果は、下記のとおりである。第1に、1973年には既報事件のその後の経過報道や諸統計の利用等、幾つかの方法によって出来事の時空間的拡大が頻繁に行われていること。第2に、特に「子捨て子殺し」という表現のように2つ以上の逸脱カテゴリーをレトリカルに統合することによって「子ども受難時代」のようなより上位の一般的現実が問題状況として構築されていること。第3に、犠牲者の子どもたちを無垢な存在として、また加害者を母性を喪失した非情な母親として語る言説がみられ、それは個別の事件報道における数量的動向と矛盾するにも関わらず読者にとって説得性を有するものとして一般的現実の一部を構築していることである。このような現実構築の語りは、たとえばマスメディアの先行研究が指摘する母性愛溢れる母性表象とは大きく異なっている。そこで、以上に見られた特徴の歴史的な変遷を明らかにする必要が生じた。

これを受けて第4章では1973年に対象件数の多かった上位2紙（朝日新聞・毎日新聞）に絞り、対象年を1953年から1983年まで10年ごととし、加えて栗栖（1983）において報道件数の増加が指摘されている1974年と1975年を収集した。記事件数は1,714件である。分析の結果、新生児に関する報道の割合が減少しない点を除いて、報道の数量の多さ・一般的な現実構築の語り・3つの逸脱カテゴリーの統合・母親を加害者として現実構築に組み込む点は、1973年の特異性であることが立証された。特に、中絶を子殺し・捨て子とカテゴリー統合すること、および母親を加害者とする一般的現実構築は、他対象年とは明白に識別可能な特異性であった。

ところで、社会構築主義的な社会問題研究においては、問題的な現実構築の成功の一因として犠牲者数の増大がJanness（1995）ほかにより指摘されてきた。それに従えば、中絶を逸脱カテゴリーとして子殺しや捨て子と統合することは、戦後日本社会においては犠牲者を飛躍的に増大させることに結果するため、現実構築に成功をもたらすはずである。しかしながら、第4章で明らかにされたように中絶はカテゴリー統合から短期間で脱落した。なぜであろうか。そこで第5章では、この謎を解くために戦後日本社会における中絶の位置づけを探究することとし、中絶に言及する新聞記事が集中的に分析された。分析対象は、上記対象年の前後5年間ずつと、中絶を法的に統制していた優生保護法の制定・改正前後5年間の、合計990件である。分析の結果、中絶が新聞紙上において社会問題化するのには中絶規制のための法改正の動きがあったときに限られ、その場合にも中絶の逸脱的定義に対抗して多くの非逸脱的定義が生産されて法改正は実現しないことが明らかとなった。ここから、中絶を非逸脱化し、時にはより積極的に正当化する社会的圧力の存在が、世論の流れという社会的事実として析出された。

これらの社会的圧力は、どのような社会的価値に依拠することにより説得可能性を獲得するのだろうか。第6章では、中絶の非逸脱化を可能にする社会的諸価値を分析対象から抽出する作業を試み、日本社会や家族、世界人口といった共同体に準拠する価値観が説得力を有すること、また「生まれては子どもがかわいそう」というパターナリスティックな言説は優生思想や婚外子差別のような価値観を隠蔽する機能を果たし得ることを指摘している。中絶の非逸脱性は、戦後日本社会においてそのように様々なレトリックによって説得可能性を獲得している強力なものだと考えられる。この推察を検証するために、続いて1968年から1972年までの朝日新聞における中絶関連記事と子捨て・子殺し関連記事、合計606件を詳細に分析した。その結果、中絶の、子捨て・子殺しとのカテゴリー統合や、中絶を母性からの逸脱として語ることは、非常に現象することの困難なものであったことが明らかにされ、したがって1973年に見られる社会現象は中絶・子捨て・子殺しと母性表象にとって特異であったことが確認された。

ここで本論文の主題に立ち返り、母性表象の構築という観点から以上の結果を考察してみると、言説を通して構築される母性表象に関わるポリティクスが指摘されうる。すなわち、分析対象となった中絶・子捨て・子殺しはいずれも母親によって実行され得るのであり、特に中絶は母子一体の身体的関係においてこそ可能である。しかしながら、言説においては、母性表象は子どもが母親との一体的な身体的関係を失ったのち（出産後）においてのみ母子一体的なものとして構築され、中絶のように一体的であるときの母親による一体性の解体は非逸脱化されているのである。導かれる考察は、第1に言説によって構築される母性表象が中絶の非逸脱性という社会的圧力によって支配されているために、母性表象と中絶との意味上の分断が生じているということ、したがって第2に母性表象はより支配的な社会的諸価値に従属するものであると言えること、

第3に母性愛と中絶が体験される母親たちの身体はそのポリティクスのもとで生きられているということである。

この考察に基づくならば、1973年の特異性は、単に母性表象や中絶の語られ方の特異性ではなく、それまで母性表象を支配し意味上の分断を可能にしていた社会的諸価値のあり方自体が揺らいだのだと社会学的に解釈できる。それでは、この観点からその後の新聞記事の変容はどのように解釈できるのだろうか。第7章では、Ibarra and Kitsuse (1933) など社会問題への社会構築主義的研究とポール・リクール (1988) の物語論を手がかりとして、その後の変容が第1に〈子どもの命が犠牲になっている〉という現実を共有すること、第2に1973年に加害者となっていた母親は再び子どもや父親とともに犠牲者として語られるという総犠牲者化が生じたこと、第3にそれは母親の逸脱主体としての可能性や新たな父母表象の可能性を切り開くものではなく、無力化することによって家族への第三者の介入を許容することになることを論証した。

以上、本論文はデュルケームに基づいたデータ収集と社会構築主義的アプローチにより、新聞記事における母性表象の構築を分析対象としながら、母性表象の社会構築性を論証するだけでなく、その構築を支配する社会的諸価値による身体と言説をめぐるポリティクスの存在と、戦後日本社会におけるその変容過程を明らかにし得たものである。

論文審査の結果の要旨

これまで子殺し・子捨て・中絶はそれぞれ別個に研究されることが多かった。本論文はこれら現象に通底するものとして、「母性」からの逸脱という独自の視点を提起する。「母性」は生物学的に決定されたものではなくて、母親と子供の関係性を表象するものとして社会的に構築されたものである。子供と強い情動で結ばれ、子をひたすら愛する母という「母性」の表象に照らせば、子殺し・子捨てのみならず中絶も逸脱であり、その行為を「母性」の欠如として語ることが可能である。にもかかわらず、戦後日本社会では子殺し・捨て子と中絶とは、社会的対応は異なっている。その差異を生み出す「母性」の集合表象としての矛盾点を明らかにした点に、本論文の価値がある。

論者は新聞を主たるデータにして、戦後日本社会でこうした「母性」からの逸脱がどのように語られてきたのかを、記事件数や特定概念の使用頻度をカウントしたり、記事内容を丹念に分析することによって明らかにしている。論者は特に1973年に注目する。その年度に子殺し・子捨ての報道が急激に増加するのみならず、新聞記事では、子殺し・子捨てが連動して取り上げられる。母親の「無責任」「身勝手な行動」として語られ、父親も関係しているのに母親がもっぱら「加害者」とみなされ、子供は「犠牲者」と位置づけられる。さらに、この時期には中絶もクローズアップされ、それまで別個に語られることが多かったこれらは、一括して「子供の生命軽視」「子供受難」として非難されるようになる。だが、これら子殺し・子捨て・中絶が「母性」からの逸脱として共通に語られることは、戦後日本社会ではまれな現象であると、論者はみる。1973年以前もそれ以降も、「中絶天国」と揶揄されることはあっても、中絶は子殺し・子捨てと同列に語られることはまれであり、暗黙に許容されていた逸脱であった。本来「母性」からの逸脱であるはずの子殺し・子捨て・中絶の関連が巧妙に隠されてきたのである。にもかかわらず、3者の関係が明らかになった例外的な年が1973年である。この例外的な年を見出したことは、論者の大きな功績である。

ではなぜ、1973年にだけ例外的に中絶も子殺しなどとともに逸脱視される言説が顕著になったのか。もちろん、日本で中絶への非難がなかったわけではない。50年代終わり頃からは宗教団体「生長の家」による中絶反対運動や、さらに労働力不足を「人工妊娠中絶の行き過ぎ」に結び付けて、優生保護法の改正をもくろむ政治家の動きがあった。1973年は優生保護法案の国会上程があり、さらに中絶された胎児たちが供養されずに病院から汚物として処理される衝撃的な現状についての有力新聞の報道がなされ、コインロッカーへの嬰兒遺棄事件や、後期中絶を拒否した菊田医師による赤ちゃん斃命事件などが重なり、中絶や子捨てへの社会的関心が高まった。そして、それまで見えにくかった三者の関係や共通性が、「子供受難」「生命の危機」のようなより一般的・包括的なカテゴリーによって統合され、その共通の原因が「母性の喪失」にあると語ることによって、容易に可視化されたためだと論者はみる。この指摘は社会問題の構築に際しての言説の機能を具体的に明らかにした興味深い事例である。

しかし、1973年はむしろ例外的な現象で、中絶の逸脱視は中絶を正当化する対抗的な言説に直面する。生命尊重といいながらも障害児の中絶は容認する優生保護法改正派の矛盾の暴露や、「産む・産まないは女性の権利」「経済的理由や女性の社会的進出のためには中絶は必要」等の言説である。しかし、論者はこうした表層的な対抗的な言説だけでなく、戦後日本社

会においては一貫して中絶を子殺し・子捨てと差異化して非逸脱化する論理が集合表象において強力に支配していたとみる。それは子殺しや子捨てと異なって、中絶がまさに母親の身体において生じることと関係している。「母性」は母子一体を前提とし、無力な子に対する母親の養育責任を強調するものであるが、この「母性」の表象は日本の場合には、子供が母親と身体的に一体的ではなくなった後にのみ限定的に適用されると解釈する。母子一体性の破壊が行われている子供の誕生前には適用されず、子供の誕生後のみに「母性」が強調され、その結果こうした「母性」は子殺しなどを逸脱視しえても、中絶を非難する根拠を自ら放棄している。こうした指摘は日本的な「母性」の特徴の解釈として新たな論点を提起するものとして興味深い。

本論文はこのように「母性」からの逸脱に関して新たな知見を切り拓いた研究として意義があり、今後の「母性」や中絶の研究を大きく前進させるものとして評価できる。ただ、新聞記事の分析に重点が置かれているために、その言説が社会現象全体のなかで占める位置づけは必ずしも明らかではない。さらに、構築主義の意義を明らかにするためにも、言説分析だけでなく、中絶や子殺し等に関しては、国会・各政党・専門諸団体から地方自治体・市民団体や宗教団体などの具体的な活動や運動を対象とする研究が望まれる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものとして認められる。なお、2003年12月17日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄についての口頭試問を行った結果、合格と認めた。